

COMOS 補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本 COMOS 補足条項(以下「**本 COMOS 条項**」という。)は、オーダーに「COMOS」の英数字コードで指定された提供物及び製品(以下「**COMOS 提供物**」という。)のみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 COMOS 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成します。また、本 COMOS 条項には、各オーダーで特定する COMOS-Bentley ソフトウェアのみに適用される一部の規定が含まれています。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所 で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 COMOS 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の敷地内で作業している又はお客様のプライベートネットワークに接続し、対象地域内の任意の場所から COMOS ソフトウェアにアクセスし、お客様の社内業務を支援する目的で COMOS ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人を意味します。複数の国を含む対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**COMOS ソフトウェア**」とは、COMOS 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**お客様の子会社**」とは、お客様により支配される会社を意味します。本定義との関係において「**支配**」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の 50%超を直接又は間接的に所有していることを意味します。両当事者が、COMOS 提供物を使用できる事業者(お客様を除く)について異なる条件に合意している場合、「**お客様の子会社**」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**サイト**」又は「**産業プラント**」とは、正規ユーザーによる COMOS ソフトウェアの使用が許諾されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。

「**対象地域**」とは、お客様による COMOS ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所 で指定されていない場合、対象地域は、お客様が主たる事業所を有する国とします。

2. **ライセンスタイプ及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、COMOS ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、特定の COMOS ソフトウェアに関する追加ライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、正規ユーザーのみが使用することができます。別段の定めがない限り、お客様は COMOS サーバーソフトウェアを対象地域内で 1 ライセンスあたりハードウェア装置 1 台にインストールすることができます。
 - 2.1 「**バックアップ**」ライセンスとは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
 - 2.2 「**COMOS Platform**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアを使用するためにお客様が購入する必要がある、COMOS ソフトウェアの最低限の機能に対する基本ライセンスを意味します。COMOS Platform ライセンスは、COMOS ソフトウェアの追加ライセンスを購入するための前提条件ですが、オーダーで指定された場合は、一部の定義済み COMOS ソフトウェアパッケージに、当該 COMOS Platform ライセンスと他のモジュールのライセンスとのバンドルを含めることができます。
 - 2.3 「**フローティング**」ライセンス又は「**同時ユーザー**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアへのアクセスが、常に、対象地域内の正規ユーザー数と、オーダーごとに取得された COMOS ソフトウェアライセンスに対するお客様のネットワーク上の正規ユーザー数に制限されることを意味します。正規ユーザーの正式な勤務地及び慣習的な勤務地が対象地域内のサイトである場合、当該ユーザーがライセンス対象地域外の場所(お客様の子会社のオフィス、空港、ホテル等)で COMOS ソフトウェアを随時使用することは、対象地域の制限に従った使用とみなされます。
 - 2.4 「**指名ユーザー**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアライセンスへのアクセスが正規指名ユーザーに制限され、その上限はオーダーに記載された正規ユーザーの最大数であることを意味します。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。指名された正規ユーザーの名称は、追加料金(以下「**名称変更料**」という。)を支払うことで変更することができます。これと矛盾する条項が本契約に規定されている場合でも、指名ユーザーライセンスでは、正規ユーザーは、COMOS サーバーソフトウェアが存在するドメイン内のお客様のネットワークに接続することにより、対象地域外から COMOS ソフトウェアにアクセスすることができます。
 - 2.5 「**ノードロック**」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。かかるハードウェアのロック装置又は dongle は移動可能です。これは、新しいライセンスファイルを発行しなくても、これらを対象地域内の別のワークステーションに自由に移送できることを意味します。

- 2.6 「製品別」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、COMOS ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続される SISW 製品又はサードパーティ製品の数を上限として制限されることを意味します。
- 2.7 「サーバー別」ライセンスとは、COMOS ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
- 2.8 「永久」ライセンス又は「延長」ライセンスとは、有効期限が設定されていない COMOS ソフトウェアライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスは含まれていません。
- 2.9 「レンタル」ライセンスとは、オーダーに指定される 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。
- 2.10 「サブスクリプション」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.11 「テスト/QA」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **Token の使用条件。**「Token」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、COMOS ソフトウェアのコンポーネント及び実行可能な機能にアクセスして使用する権利に一時的に変換することができるものです。オーダーに別段の定めがある場合を除き、アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び各コンポーネントと実行可能な機能にアクセスするために必要な Tokens 数は、ドキュメンテーションに記載されています。正規ユーザーが適用した Tokens は、ドキュメンテーションに別段の定めがある場合を除き、当該正規ユーザーが当該 Tokens を使用してアクセスした機能、アプリケーション又はモジュールの使用を停止するまで、使用できません。
4. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介して COMOS 提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのライセンス数が減少することはありません。
5. **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW の事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託できます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
6. **COMOS ソフトウェアの保守サービス** COMOS ソフトウェアの保守サービス、拡張サービス及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。) は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
7. **その他の規定**
- 7.1 **ハードウェア** 書面で別途合意した場合を除き、COMOS ソフトウェアと共に提供される dongle 等のハードウェアについては、SISW の財産であり続けます。
- 7.2 **アップデート** お客様は、ドキュメンテーションに定めるインストール規則に従って、COMOS ソフトウェアをアップデートします。ドキュメンテーションで又は SISW が別途提供する、COMOS ソフトウェアの旧バージョンの保守サービス終了に関する全ての通知は、お客様を拘束するものとします。
- 7.3 **保護デバイスの紛失又は損傷** 既存のライセンスに対する新しい保護デバイスは、損傷した保護デバイス (dongle 等) の返却をもってのみ、お客様に引き渡すことができます。保護デバイスを紛失した場合、SISW による別段の指示がない限り、お客様は新規ライセンスを購入する必要があります。その後、お客様が紛失したデバイスを回収した場合、遅滞なく SISW に返却するものとします。
- 7.4 **API の使用許諾範囲** お客様は、社内使用を目的としたソフトウェアを開発するために、且つ本契約に含まれている条件と少なくとも同程度の防御をする条件で他社に販売するために、ドキュメンテーションで公開されているアプリケーション・プログラミング・インターフェース (以下「API」という。) として特定された API を使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。
- 7.5 **追加ライセンス条項** 以下の追加のライセンス制限は、COMOS-Bentley ソフトウェアに適用されます。
- (a) COMOS-Bentley ソフトウェアに組み込まれたライセンスの遵守装置が、本契約に基づいて付与されたライセンスの不正使用を判断するためにお客様の使用状況データを報告します。当該データへのアクセスは、SISW、Bentley Systems Inc. 及びその関連会社に認められるものとします。

- (b) お客様には、SISW がオーダーを介してお客様にライセンス付与した、COMOS-Bentley ソフトウェアのライセンスの数(以下「インスタンス」という。)の使用のみが許可されます。追加のインスタンスを使用するには、これらのインスタンスに対する許可済みのオーダーが必要となります。